

第34回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年4月20日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条許可に係る事業計画の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |
| 日程第 15 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長 第34回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
国内はもちろん世界中で新型コロナウイルス感染者が増大している中、国内では非常事態宣言が出され、町内でもイベントや会議等につきましては、ほぼ中止になっている中、第34回総会に委員皆様のご出席をいただきまして、ありがとうございます。本総会におきましては、町からの延期の要請がある中、酪農経営に必要な事案があるため開催いたしました。ご理解いただきたいと思います。さきほど局長からお話ありましたが、皆様の席におきましては、できるだけ離し、会議の進め方につきましては、議案書の事前配布がされていることから、事務局からの説明につきましては簡素化し、審議につきましてもなるべく早く終わらせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
今回は報告が1件、議案が8件と大変多くなっておりますけれどもよろしくお願いいたします。開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番橋場委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、令和〇年〇月〇日開催の利用協議の結果、〇〇〇氏が借り受けることで調整が整いました。

現地調査につきましては、令和〇年〇月〇日に白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定を行いましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、令和〇年〇月〇日開催の利用協議の結果、〇〇〇氏が借り受けることで調整が整いました。

現地調査につきましては、令和〇年〇月〇日に白川英之委員、篠原委員、堀金委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定を行いましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調整委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調整委員の方々、何かありませんか。

3番白川英之委員。

白川英之委員 今回の〇〇さん、〇〇さんの利用権設定に関しましては、〇〇さん自体は少し離れている部分もあるが、〇〇さんの土地に関しては〇〇さんがその奥に所有地を持っておりますので、作業上支障がないと考えて〇〇さんに借りてもらうことにしました。〇〇さんの土地については、昨年〇〇の方が借りておりましたが、その土地が返却されましたので、隣接で〇〇さんが土地を持っておりますので、そのまま〇〇さんが使うことで地域の了解が得られましたので、報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、
浜農委2-1号の願い出人は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、白川英之委員、篠原委員により〇月〇日に実施し、確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、浜農委2-1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委2-1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委2-1号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第8 議案第2号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領では、総合振興局長等は農地法第4条及び第5条により許可を受けた農地等について、転用事業の目的の達成が困難な場合において、転用事業者から転用目的の変更申請が行われたときは、要領で定められている事項の全てに該当する場合は、これを承認するとされており、本案につきましては、既に農地法第4条の許可を受けている転用事業者 ○○○○氏であります。牛舎の建設位置及び規模の変更に伴い、当初計画から変更が生じたものであります。現地調査等につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員にお願いし実施しておりますが、本案が北海道知事の承認事案となっておりますことから、本会の意見を付して進達しようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私からご説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

事務局 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならな

い。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は4件の報告でございますが、整理番号1は、霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第10 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の

申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、

整理番号1は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は貫人〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇〇月〇日に法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇〇月〇日に法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させていただきますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案
の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若し
くは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または
農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があつ
た場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対し
て利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」
とされております。

本案は、売買4件による利用権設定の申出でございますが、
整理番号1は、貫人〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万
〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、
整理番号2は、厚岸町トライベツ〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、
面積〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、
整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面
積〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、
整理番号4は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面
積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以
上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長
島主事の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。

整理番号1については、農地部会と2番嵯峨委員、

整理番号2についても、農地部会と2番嵯峨委員、

整理番号3についても、農地部会と2番嵯峨委員、

整理番号4についても、農地部会と2番嵯峨委員にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借権の設定12件による農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1から8の利用権を設定する者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏で、所有農地の利用権の設定でございます。

整理番号1の対象地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号2の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号3の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号4の対象地は茶内西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号5の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号6の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、

この土地を茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、
整理番号7の対象地は茶内西〇線〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、
この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、
整理番号8の対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、
この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするもの
でございます。

次に、整理番号9の利用権を設定する者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏
で、所有農地の利用権の設定でございます。

整理番号9の対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、
この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするもの
でございます。

次に、整理番号10から12の利用権を設定する者は、釧路市文苑〇丁目〇〇番
〇号、〇〇〇氏で、所有農地の利用権の設定でございます。

整理番号10の対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万
〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇に利用権の設定、

整理番号11の対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇
〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号12の対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇
〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をし
ようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画
を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長
島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを
申し添えいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第6号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号10の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号11の質疑を行います。質疑ありませんか。

各	委	員	(質疑なしの声)
議	長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号12の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議	長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号10を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号11を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号11は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号12を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号12は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、日程第14 議案第8号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので一括して議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第8号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標とその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の内容を決定し、6月30日までに市町村のホームページ等を活用しインターネットで公表することとなっております。

今回ご提案した議案第7号につきましては、昨年5月の第23回総会で決定した令和元年度の活動計画について、その点検と評価を行うものですが、この結果を基に、議案第8号において令和2年度の活動計画を定めていくこととなります。

内容といたしましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」などについて、活動の点検・評価を行い、次の活動計画を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、5月28日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月28日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月28日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第34回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

1番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

2番 嵯峨 弘巳

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号1 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号2 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号3 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号4 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号6 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号7 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号8 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号9 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号10 (賃借権設定)

設定を受ける者	○○○○ ○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号11 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第34回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号12 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	